

# 仕 様 書

- 1 件 名 そよかぜの森運行送迎業務委託（単価契約）
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の平日（ただし、12月29日から翌年1月3日までの6休館日及び施設が指定した休館日を除く。）
- 3 委託場所 草加市柿木町1213番地1  
生活介護事業所 そよかぜの森
- 4 積算方法 1時間当たりの契約単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）  
を見積ること。
- 5 支払方法 業務完了月払（年12回払）
- 6 車両の種別
  - (1) マイクロバス 2台
  - (2) リフトバス送迎仕様車 5台
  - (3) 公用車 1台なお、同時に運行する車両については6台とする。
- 7 委託内容
  - (1) 委託日数  
243日（ただし、祝祭日に営業日とした場合は追加がある。）
  - (2) 委託時間  
午前8時30分から午後5時15分までの間の4時間30分を基本とし、  
業務の延長もある。
  - (3) 社会福祉法人草加市社会福祉事業団の福祉車両（公用車含む8台）による  
利用者の送迎輸送及び必要に応じ、委託者が指定した業務に関すること。  
なお、受託者が体調不良等の理由により当日業務に就けないときは、代替  
の者を手配しなければならない。

(4) 乗降時の安全確認

運行車両の乗車、降車の際は利用者の安全確保を徹底し、速やかに行われるよう担当職員と協力し、車椅子等の乗降を行うものとする。

なお、運行送迎業務終了時は、利用者の降車確認を確実に行うこと。

(5) 走行中の安全確保

走行中の安全確保の徹底と利用者に対する安全確保のため、急加速、急ブレーキ、段差、悪路の走行時の衝撃等は、止むを得ない状況を除いて極力避けなければならない。

(6) 車両の安全確保と清掃

業務開始前後に輸送車両の日常点検と清掃を行い、万全な車両の保守に努めなければならない。

また、マイクロバスにおいて、道路運送車両法第50条の規定等に基づく整備管理を行うものとする。

(7) 事故発生時の対応

送迎輸送の業務中、万一交通事故その他緊急事態が発生したときは、添乗職員と共に直ちに適切な処置を講ずるとともに、関係者に報告しなければならない。

また、事故の概要について速やかに委託者に報告するとともに、必要に応じて研修等を行い再発防止に努めること。

(8) 経路・時間等の確認

車両の運行経路は、あらかじめ委託者から指示された場所の確認と、所要時間の調査をし、報告しなければならない。

(9) 運行記録表

指定された運行報告書に所要事項を記入し、確認印を受けるものとする。

(10) 任意保険

6 車両の種別に記載の8台について、対人賠償無制限、対物賠償無制限、人身障害3,000万円、搭乗者傷害1,000万円の車両保険に加入しなければならない。

(11) 整備管理

6 車両の種別(1)に記載のマイクロバスについて、整備管理を行うものとする。

(12) 服務規律

運行事業者は、細心の注意を持って運行送迎業務に当たるとともに、利

用者に対し親切丁寧を心がけ、あいさつを含めた日常の言葉使い、態度には充分注意しなければならない。

また、服装、身だしなみは、利用者に不快感を与えないよう気を付け、万一指摘された場合は改善に努めること。

(13) その他

その他、送迎輸送業務等の必要事項について、その都度委託者と協議のうえ実施するものとする。

## 8 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり又は提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 1 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

9 問合せ先

生活介護事業所 そよかぜの森 担当：進藤

電話 048(951)5890

又は

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：櫻井

電話 048(930)0311